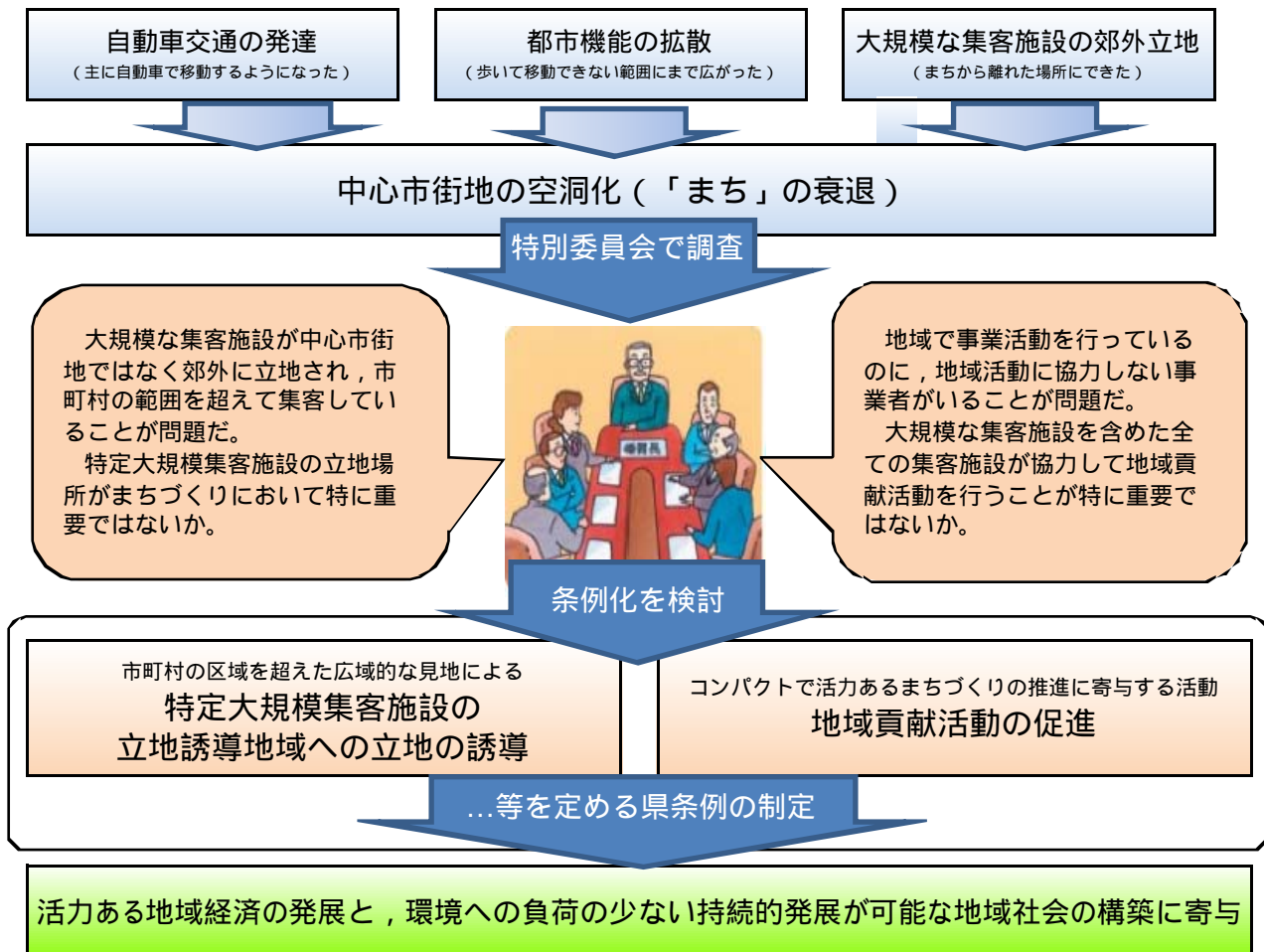


条例の背景・目的

仙台七夕まつりなどのみやぎの伝統文化は、その多くが「まち(中心市街地)」を舞台とし、そこに暮らす様々な人々によって伝えられてきましたが、近年は中心市街地の空洞化が進み、「まち」が衰退しつつあります。

このため、まちづくりについての施策を調査・検討するために宮城県議会では特別委員会を設置し、2年間にわたって検討を重ねた結果、「特定大規模集客施設の立地誘導」と「地域貢献活動の促進」等に関して必要な事項を定める「宮城県まちづくり条例(略称)」が平成21年2月定例会に提出され、3月4日に全会一致で可決されました。



条例の概要

特定大規模集客施設の立地誘導

床面積の合計10,000㎡超又は店舗面積の合計6,000㎡超の集客施設(劇場・店舗・飲食店・展示場・遊技場等)は「特定大規模集客施設」となります。

これを新設する者はあらかじめ知事に届出し説明会を開催しなければなりません。ただし立地誘導地域に立地する場合は不要です。また、既存施設を増床する場合であっても「新設」となる場合があります。

届出を受けた知事は意見聴取等を行い、必要に応じて意見を述べるなどがあります。

地域貢献活動の促進

規模にかかわらず、全ての集客施設の設置者は、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動である「地域貢献活動」の実施・公表に努めなければなりません。

また、特定大規模集客施設を設置している者は3事業年度ごとに「地域貢献活動計画」を作成して知事に提出するとともに、地域貢献活動の実施状況について毎事業年度、知事に報告しなければなりません。(地域貢献活動の具体例などについては知事が別に定めます。)

知事はこれらをホームページで公表します。